

自転車でも

飲酒運転は犯罪

令和6年11月1日から**自転車**の
飲酒運転に係る罰則を強化!!

改正前

「酒酔い運転」のみが処罰の対象（酒気帯び運転は対象外）

改正後

「酒酔い運転」に加え、「酒気帯び運転」も処罰の対象



自転車の酒気帯び運転のほか、下記行為にも罰則が適用!!

「車両（自転車）の提供」「酒類の提供」「車両への同乗」

酒気帯び運転に係る罰則

酒気帯び運転に係る罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

幫助に係る罰則

車両の提供

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両への同乗

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



交通企画課
公式ツイッター



飲酒運転撲滅
スペシャルコンテンツ



～ 自転車も車両!! 飲酒運転は絶対に許されません!! ～

悪質自転車に対する取締り強化中

福岡県警察